

## 姫路市中規模小売店舗出店届出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗の出店に関する情報を把握し、その周辺的生活環境を保持する観点から、施設の配置及び運営方法に係る届出について定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 小売業（飲食店業を除くものとし、物品修理加工業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- (2) 中規模小売店舗 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のものをいう。
- (3) 設置者 中規模小売店舗を新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより、中規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）しようとする者をいう。
- (4) 出店業者 中規模小売店舗において小売業を行う者をいう。

### (設置者等の責務)

第3条 設置者及び出店事業者は、中規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、適正な施設の配置及び運営に努めなければならない。

### (中規模小売店舗の新設に関する届出)

第4条 中規模小売店舗の設置をしようとする者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による建築確認の申請に際して、中規模小売店舗設置届出書により、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 中規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 中規模小売店舗を設置する者及び出店事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 中規模小売店舗の新設をする日
- (4) 中規模小売店舗内の店舗面積の合計

(5) 施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
- ウ 駐車場の出入口の数及び位置
- エ 廃棄物等の保管施設の位置

(6) 施設の運営方法に関する事項

- ア 出店事業者の開店時刻及び閉店時刻
- イ 主たる取扱品目

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 建物配置図
- (3) 建物平面図（小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を含む。）
- (4) 出店者が法人にあっては、登記事項証明書及び定款  
(変更の届出)

第5条 前条第1項の規定による届出があった中規模小売店舗について、当該届出に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があった場合には、当該中規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出があった中規模小売店舗について、当該届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変化があるときは、当該中規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

4 中規模小売店舗内の店舗面積の合計を500平方メートル以下とする者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 姫路市中規模小売店舗出店指導要綱（昭和 59 年 5 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 6 月 10 日から施行する。  
（不動産登記法の全部改正に伴う経過措置）
- 2 （略）  
（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号。以下「整備法」という。）の施行前に交付された整備法第 52 条の規定による改正前の商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）（以下「旧商業登記法」という。）第 11 条第 1 項に規定する登記簿の謄本は、次に掲げる要綱の規定の適用については、整備法第 52 条の規定による改正後の商業登記法第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書とみなす。整備法第 53 条第 5 項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第 11 条第 1 項に規定する登記簿の謄本も、同様とする。
  - (1)・(2)（略）
  - (3) 姫路市中規模小売店舗出店届出要綱第 4 条第 2 項第 4 号
  - (4)・(5)（略）